

令和6年度自己点検表

【特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護】

記入年月日	令和 年 月 日
施設名	
指定サービス 指定有効期限	指定特定施設入居者生活介護 (指定有効期限: 令和 年 月 日) 指定介護予防特定施設入居者生活介護 (指定有効期限: 令和 年 月 日)
介護保険事業所番号	3 5
記入者	(職名) (氏名)
連絡先電話番号	

<自己点検に当たっての留意事項>

- (1) 記入される時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」、そうでなければ「いいえ」を選択してください。なお、該当するものがなければ「非該当」を選択してください。
- (2) 点検事項について、全てが満たされていない場合(一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合)は、「いいえ」を選択してください。
- (3) 県の運営指導の際、施設の方に当「自己点検表」により介護保険事業の実施状況を、確認させていただきます。
- (4) 特定施設入居者生活介護について、特定施設の事業者が自ら介護を行う「一般型」と、特定施設の事業者はケアプラン作成などのマネジメント業務を行い、介護を委託する「外部サービス利用型」で表記しています。
- (5) 点検事項ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

◎ 提出期限 …… 令和6年7月31日(水)必着

◎ 提出先等 …… 長寿社会課に提出すること

◎ その他 …… 原則メールで提出すること。紙媒体で提出する場合は、A4版とし、可能な限り両面コピー(長辺とじ)で1部提出すること。

(注)根拠法令の表記については、以下のとおり略しています。

法	→ 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
施行令	→ 介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)
施行規則	→ 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
居基	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
居解	→ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
居費	→ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
施留	→ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号)
外費	→ 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成18年3月28日厚生労働省告示第165号)
予基	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
予費	→ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
予留	→ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号:別紙1)
虐待防止法	→ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年11月9日法律第124号)
平12告27	→ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定の方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
平27告96	→ 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
条例35	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年7月10日山口県条例35号)
条例36	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年7月10日山口県条例36号)
規則82	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年9月28日山口県規則第82号)
規則83	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年9月28日山口県規則第83号)

第1 人員基準

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 利用者の数	・ 従業員の員数を算定する場合の利用者の数(要介護者数と要支援者数の合計数。以下同じ。)は、前年度の平均値としているか。 ただし、新設又は増床した事業所においては、適正な推定数により算定しているか。 ※ 前年度の平均値： 人 前年度の利用者の延人数を当該年度の日数(365日又は366日)で除した数とし、算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。 ☐ 新設又は増床した事業所に該当 新設又は増床の時点から、 * 6月末満の間・・・全ベッド数の90% * 6月以上1年未満の間・・・直近の6月における全利用者等の延人数を6月間の日数で除して得た数 * 1年以上経過・・・直近1年間における全利用者等の延人数を1年間の日数で除して得た数	はい・いいえ	条例35第68条第1項 条例36第62条第1項 条例35第74条第1項 条例36第68条第1項 居解第二の2(5)、第四の一
2 管理者	・ 特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、特定施設の管理上支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは可能。 * 氏名： 専従・兼務 兼務の職種 ☐ 当該特定施設の他の職務() ☐ 同一敷地内にある他の事業所等の職務() ・ 管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、運営基準遵守のための指揮命令その他の管理を一元的に行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ	条例35第72条【準用第6条】 条例36第66条【準用第16条の2】 条例35第77条【準用第6条】 条例36第71条【準用第16条の2】
3 生活相談員 【一般型】	・ 常勤換算方法で、総利用者数が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。 * 氏名： ・ 生活相談員のうち1人以上は常勤であるか。	はい・いいえ はい・いいえ	条例35第68条第1項 条例36第62条第1項
【外部サービス利用型】	・ 常勤換算方法で、総利用者数が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。	はい・いいえ	条例35第74条第1項 条例36第68条第1項

	・生活相談員のうち1人以上は、専らその服務に従事し、かつ、常勤であるか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは可能。 ＊ 氏名： 専従・兼務（兼務の職種： ）	はい・いいえ													
4 看護職員又は介護職員 【一般型】	・看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者の利用者の数に、要支援の利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した利用者数をもとに、3又はその端数を増すごとに1以上であるか。 ※「利用者の数」は前年度の平均値（「1 利用者の数」参照）であることに注意 <table> <tr> <td>要介護1～5の利用者の数</td><td>:</td><td> </td><td>人</td></tr> <tr> <td>要支援1・2の利用者の数 × 0.3</td><td>:</td><td> </td><td>人</td></tr> <tr> <td>合計利用者数</td><td>:</td><td> </td><td>人</td></tr> </table> ＊ 看護職員及び介護職員の数（基準必要数）： 人 ＊ 看護職員及び介護職員の数（常勤換算数）： 人（R5.6月分）	要介護1～5の利用者の数	:		人	要支援1・2の利用者の数 × 0.3	:		人	合計利用者数	:		人	はい・いいえ	条例35第68条第1項 条例36第62条第1項 居解第三の十の1(1)②、第四の一
要介護1～5の利用者の数	:		人												
要支援1・2の利用者の数 × 0.3	:		人												
合計利用者数	:		人												
	・看護職員の数は、利用者の数が30を超えない場合は、常勤換算方法で、1以上となっているか。 また、利用者の数が30を超える場合は、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっているか。 利用者の数： 人 看護職員の数： 人（常勤換算）	はい・いいえ													
	・常に1以上のサービスの提供に当たる介護職員が確保されているか。（宿直時間帯を含めて適切な介護を提供しているか。） ただし、利用者が全て介護予防特定施設サービス対象者である場合の宿直時間帯にあっては、この限りではない。	はい・いいえ	居解第三の十の1(1)①、第四の一												
	・看護職員及び介護職員は、主として特定施設サービス及び介護予防特定施設サービスの提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者となっているか。 ただし、介護予防特定施設サービスのみを提供する場合は、介護職員及び介護職員のうちいずれか1人が常勤であれば差し支えない。	はい・いいえ													

5 介護職員 【外部サービス利用型】	・介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者の利用者の数に、要支援者の利用者1人を要介護者1/3人と換算して合計した利用者数をもとに、10又はその端数を増すごとに1以上であるか。 ※「利用者の数」は前年度の平均値（「1 利用者の数」参照）であることに注意 要介護1～5の利用者の数 : 人 要支援1・2の利用者の数 × 1/3 : 人 合計利用者数 : 人 * 介護職員の数(基準必要数) : 人 * 介護職員の数(常勤換算数) : 人 (R5.6月分) ・常に1以上のサービスの提供に当たる従業者が確保されているか。 ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。	はい・いいえ	条例35第74条第1項 条例36第68条第1項 居解第三の十の二の1(1)、第四の一
6 機能訓練指導員 【一般型】	・機能訓練指導員は1以上となっているか。 機能訓練指導員の数: 人 ・機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。))であるか。 ただし、当該特定施設における他の職務に従事することは可能。 * 氏名: 資格: 専従・兼務 (兼務の職種:)	はい・いいえ	条例35第68条第1項、第3項 条例36第62条第1項、第3項 居解第三の十の1(3)、第四の一
7 計画作成担当者 【一般型】	・計画作成担当者の数は1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)となっているか。 利用者の数: 人 計画作成担当者の数: 人 ・計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認めるものとなっているか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは可能。 * 氏名: 専従・兼務 (介護支援専門員証有効期限: 年 月 日) * 氏名: 専従・兼務 (介護支援専門員証有効期限: 年 月 日)	はい・いいえ	条例35第68条第1項、第4項 条例36第62条第1項、第4項

【外部サービス利用型】	・計画作成担当者の数は1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)となっているか。 利用者の数: 人 計画作成担当者の数: 人 ・計画作成担当者のうち、1人以上は常勤となっているか。 ・計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認めるものとなっているか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは可能。 ＊ 氏名: 専従・兼務 (介護支援専門員証有効期限: 年 月 日) ＊ 氏名: 専従・兼務 (介護支援専門員証有効期限: 年 月 日)	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	条例35第74条第1項、第3項 条例36第68条第1項、第3項
※ 経過措置 【一般型】	・令和6年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定(介護予防)特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定(介護予防)特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定(介護予防)特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第175条及び第231条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定(介護予防)特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。 二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定(介護予防)特定施設の実情に応じた適当数	はい・いいえ・非該当	居基 附則第14条、第19条
※ 経過措置 【外部サービス利用型】	・令和6年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定(介護予防)特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第192条の4及び第255条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定(介護予防)特定施設の実情に応じた数とする。	はい・いいえ・非該当	居基 附則第15条、第20条

第2 設備基準

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 設備	・ 建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。 ※ 建物が耐火建築物又は準耐火建築物でない場合、知事が火災予防等に関する専門的な意見を聴いて安全性が確保されている旨を認めたものであるか。	はい・いいえ	条例35第69条第1項、第2項、第75条 条例36第63条第1項、第2項、第69条
2 介護居室	・ 介護居室は、次の基準を満たしているか。 ☐ 個室となっているか。(夫婦で利用する場合など利用者の処遇上必要な場合、2人とすることができる。) ☐ プライバシー保護に配慮し、介護を行える適当な広さがあるか。 ☐ 地階に設けていないか。 ☐ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。 ☐ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けているか。(※外部サービス利用型の場合) ※ 居室定員基準の適用除外の特例 ① H18.3.31以前に指定特定施設入所者生活介護事業者とみなされた者が事業を行う指定特定施設の介護居室であって、H18.4.1時点で現に定員が4人以下であるもの ② H18.4.1時点で現に存する養護老人ホーム(建設中含む)	はい・いいえ	条例35第69条第4項、第75条第1項 条例36第63条第4項、第69条第1項
3 一時介護室 【一般型】	・ 介護を行うために適当な広さを有しているか。 - ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を設けないことは可能。	はい・いいえ	条例35第69条第3項 条例36第63条第3項
4 浴室	・ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。 ※ H11.3.31において既に存在する有料老人ホームについては、併設施設使用の特例有り	はい・いいえ	条例35第69条第3項、第75条第1項 条例36第63条第3項、第69条第1項
5 便所	・ 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。	はい・いいえ	条例35第69条第3項、第75条第1項 条例36第63条第3項、第69条第1項
6 食堂	・ 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。 ※ H11.3.31において既に存在する有料老人ホームについては、併設施設使用の特例有り ※ 外部サービス利用型の場合、居室面積が25㎡以上なら設置不要	はい・いいえ	条例35第69条第3項、第75条第1項 条例36第63条第3項、第69条第1項
7 機能訓練室 【一般型】	・ 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。 - ただし、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことは可能。(同一敷地内若しくは道路を隔てて隣接する又は事業所付近にある等機能訓練の室施設に支障のない範囲内)	はい・いいえ	条例35第69条第3項 条例36第63条第3項 早稲第二の十の二(三) 第四の一

	（この附添うる人は手本所付処にあるすいせき助肺の施設に入障の人は、車椅子 にある施設の設備を利用する場合も含まれる。）		右肺の一ツノツノ（ウ）、オビツノ
--	--	--	------------------

8 その他	・ 次の施設の「適当な広さ」の具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示がされているか。 ① 一般型の場合：介護居室、一時介護室、食堂、機能訓練室 ② 外部サービス利用型の場合：居室、食堂	はい・いいえ	居解第三の十の2(3)、第四の一 居解第三の十の二の2(2)、第四の一																
※ 経過措置	・ 令和6年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定(介護予防)特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定(介護予防)特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第177条及び第192条の6並びに第233条及び第257条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定(介護予防)特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。	はい・いいえ・ 非該当	居基 附則第16条、第21条																
9 構造	・ 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有しているか。 ☐ 段差の解消 ☐ 廊下の幅の確保	はい・いいえ	条例35第69条、第75条 条例36第63条、第69条																
	・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	はい・いいえ																	
	・ 構造設備の基準は、建築基準法及び消防法の基準に適合しているか。 【消防用設備等の設置基準】 <table border="1" data-bbox="477 810 1350 1425"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 818 757 922">消防用設備</th><th data-bbox="768 818 1037 922"> ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム(*1) ・軽費老人ホーム(*1) </th><th data-bbox="1048 818 1350 922"> ・左記に該当する以外の 有料老人ホーム 及び軽費老人ホーム </th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 930 757 1010">消火器具 (消防法施行令第10条)</td><td data-bbox="768 930 1037 1010">全ての施設に設置</td><td data-bbox="1048 930 1350 1010">150㎡以上の施設に設置</td></tr> <tr> <td data-bbox="488 1018 757 1106">スプリンクラー (消防法施行令第12条)</td><td data-bbox="768 1018 1037 1106">全ての施設に設置 (一部施設は延べ面積275㎡以上)</td><td data-bbox="1048 1018 1350 1106">6000㎡以上の施設に設置</td></tr> <tr> <td data-bbox="488 1114 757 1193">自動火災報知設備 (消防法施行令第21条)</td><td data-bbox="768 1114 1037 1193">全ての施設に設置</td><td data-bbox="1048 1114 1350 1193">全ての施設に設置</td></tr> <tr> <td data-bbox="488 1201 757 1305">消防機関へ通報する 火災報知設備 (消防法施行令第23条)</td><td data-bbox="768 1201 1037 1305">全ての施設に設置 (自動火災報知設備と連動して起動)</td><td data-bbox="1048 1201 1350 1305">500㎡以上の施設に設置</td></tr> <tr> <td data-bbox="488 1313 757 1417">消防機関の検査を受けるもの (消防法施行令第35条)</td><td data-bbox="768 1313 1037 1417">全ての施設</td><td data-bbox="1048 1313 1350 1417">300㎡以上の施設</td></tr> </tbody> </table> (*1) 主として要介護状態にある者を入居させるものに限る	消防用設備		・養護老人ホーム ・有料老人ホーム(*1) ・軽費老人ホーム(*1)	・左記に該当する以外の 有料老人ホーム 及び軽費老人ホーム	消火器具 (消防法施行令第10条)	全ての施設に設置	150㎡以上の施設に設置	スプリンクラー (消防法施行令第12条)	全ての施設に設置 (一部施設は延べ面積275㎡以上)	6000㎡以上の施設に設置	自動火災報知設備 (消防法施行令第21条)	全ての施設に設置	全ての施設に設置	消防機関へ通報する 火災報知設備 (消防法施行令第23条)	全ての施設に設置 (自動火災報知設備と連動して起動)	500㎡以上の施設に設置	消防機関の検査を受けるもの (消防法施行令第35条)	全ての施設
消防用設備	・養護老人ホーム ・有料老人ホーム(*1) ・軽費老人ホーム(*1)	・左記に該当する以外の 有料老人ホーム 及び軽費老人ホーム																	
消火器具 (消防法施行令第10条)	全ての施設に設置	150㎡以上の施設に設置																	
スプリンクラー (消防法施行令第12条)	全ての施設に設置 (一部施設は延べ面積275㎡以上)	6000㎡以上の施設に設置																	
自動火災報知設備 (消防法施行令第21条)	全ての施設に設置	全ての施設に設置																	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (消防法施行令第23条)	全ての施設に設置 (自動火災報知設備と連動して起動)	500㎡以上の施設に設置																	
消防機関の検査を受けるもの (消防法施行令第35条)	全ての施設	300㎡以上の施設																	

	※「主として要介護状態にある者を入居させるもの」とは、介護居室の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のものをいう。 (平成19年12月21日付け消防予第390号 消防庁予防課長通知1の(1)) ※ 延べ面積が1,000㎡未満の施設では水道水を利用した「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができる。		
--	---	--	--

第3 運営基準

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 内容及び手続の説明及び契約の締結等	・あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居(養護老人ホーム以外の施設)及び特定施設サービスの提供に関する契約を文書により締結しているか。 ※ 相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。 重要事項説明書の有無 (有・無) 契約書の有無 (有・無) (共通) ☐ 運営規程の概要 ※→ ☐ 従業者の勤務体制 ☐ 介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要 ☐ 要介護状態等の区分に応じて提供する標準的な介護サービスの内容 ☐ 利用料の額及びその改定方法 ☐ 事故発生時の対応 ☐ 苦情処理の体制 (外部サービス利用型のみ) ☐ 特定施設事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容 ☐ 受託居宅サービス事業者とその事業所の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定方法 ☐ 安否確認の方法及び手順	はい・いいえ	条例35第70条 条例36第64条 居解第三の十の3(1)、第四の一 条例35第76条 条例36第70条 居解第三の十の二の3(1)、第四の一 ※「運営規程の概要」(予防含む)の内容 (共通) ☐ 事業の目的及び運営の方針 ☐ 従業者の職種、員数および職務内容 ☐ 入居定員及び居室数 ☐ サービスの内容及び利用料等の額 ☐ 利用者が他の居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き ☐ 施設の利用に当たっての留意事項 ☐ 緊急時等における対応方法 ☐ 非常災害対策
	・文書はわかりやすいものとなっているか。	はい・いいえ	☐ 虐待の防止のための措置に関する事項
	・契約書においては、少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載しているか。 ※ 契約書の記載事項 ☐ 介護サービスの提供の方法 ☐ 利用料その他費用の額 ☐ 契約解除の条件	はい・いいえ	☐ その他運営に関する重要事項 (外部サービス利用型のみ) ☐ 受託居宅サービス事業者とその事業所の名称及び所在地
	・契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定め	はい・いいえ	

ていないか。

	より適切な特定施設サービスを提供するため利用者を他の介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きをあらかじめ契約に係る文書に明記しているか。	はい・いいえ	
	特定施設入居者生活介護に介護予防特定施設入居者生活介護の指定を併せて受ける事業所は、両サービスに対応する契約書を作成しているか。 (契約書は、1つの契約書にまとめることも可能であるが、その場合、各々の契約要件が網羅されているか。)	はい・いいえ	
2 受給資格等の確認	被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間等確かめているか。	はい・いいえ	規則82第166条【準用第12条】、第174条【準用第12条】
	被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、特定施設サービスを提供するよう努めているか。	はい・いいえ・非該当	規則83第159条【準用第39条の6】、第167条【準用第39条の6】
3 要介護認定等の申請に係る援助	要介護認定等を受けていない利用申込者については、申請が行われていない場合は、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	はい・いいえ・非該当	規則82第166条【準用第13条】、第174条【準用第13条】
	要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前になされるよう、必要な援助を行っているか。	はい・いいえ・非該当	規則83第159条【準用第39条の7】、第167条【準用第39条の7】
4 特定施設サービス等の提供の開始等	正当な理由なく入居者に対する特定施設サービス又は介護予防特定施設サービスの提供を拒んでいないか。	はい・いいえ	条例35第71条 条例36第65条
	入居者が特定施設サービス(予防含む。以下同じ)に代えて当該特定施設事業者以外の者が提供する介護サービス又は介護予防サービスを利用することを妨げていないか。	はい・いいえ	
	＊ 他の居宅サービス等利用者の有無 (有・無)		
	入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な措置を速やかに講じているか。	はい・いいえ	
	特定施設サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めているか。	はい・いいえ	
5 サービス提供の記録	特定施設サービスの開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している特定施設の名称を、特定施設サービスの終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。	はい・いいえ	規則82第158条 規則83第150条 居解第三の十の3(3)、第四の一
	特定施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 ☐ サービスの提供日 ☐ 利用者の状況 ☐ サービスの内容 ☐ その他必要な事項	はい・いいえ	規則82第174条【準用第158条】 規則83第167条【準用第150条】 居解第三の十の二の3(7)【準用第三の十の3(3)】、第四の一

6 利用料等の受領	・ 法定代理受領サービスの場合は、利用者から介護報酬の1割又は2割(平成30年8月～ 3割追加)の額の支払を受けているか。	はい・いいえ	規則82第159条、第174条【準用第159条】 規則83第151条、第167条【準用第151条】
	・ 法定代理受領サービスとそうでないサービスの場合の利用料の額との間に不合理な差額が生じないようにしているか。	はい・いいえ・非該当	
	・ 法定代理受領サービスに係る支払い以外で、下記の費用以外の費用の支払いを受けていないか。 【日常生活費】 ① おむつ代 【特別なサービス等の費用】(日常生活費とは区分される費用) ② 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用(介護保険給付対象外の特別介護サービス費用) ア 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料 イ 個別的な選択による介護サービス利用料 ・ 個別的な外出介助 ・ 個別的な買い物等の代行 ・ 標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助 ③ 日常生活においても通常必要となる費用で利用者に負担させることが適当と認められるもの(その他の日常生活費) ☐ 利用者の希望による身の回り品(歯ブラシ等) ☐ その他 ()	はい・いいえ	注:保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用は認められない。 (お世話料、協力費、施設利用補償金といったあいまいな名目は不可)
	・ 上記費用の徴収に当たっては、次のとおり適切に取り扱っているか。 ① サービス内容及び費用の額を運営規程で定める ② サービス内容及び費用の額を事業所等の見やすい場所へ掲示する ③ あらかじめ当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明し、書面で同意を得る	はい・いいえ	注:③に係るものは、利用者の個別な希望により提供するものに限る。 (全ての利用者に一律に提供し、全ての利用者から画一的に徴収することは認められない)
	・ 上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	はい・いいえ	
	・ 特定施設サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、利用者に対し、領収証を交付しているか。	はい・いいえ	法第41条第8項 法第53条第7項【準用第41条第8項】
	・ 上記の領収証には、保険給付による額及びその他の費用による額を区分して記載しているか。 ※その他の費用についてはそれぞれ個別の費用毎に区分されていることが必要	はい・いいえ	施行規則第65条 施行規則第85条【準用第65条】
7 保険給付の請求のための証明書の交付	・ 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護(介護予防指定特定施設入居者生活介護)に係る費用の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	はい・いいえ・非該当	規則82第166条【準用第22条】、第174条【準用第22条】 規則83第159条【準用第40条の2】、第167

条【準用第40条の2】

8 特定施設サービス計画の作成	・ 管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	はい・いいえ	規則82第161条、第174条【準用第161条】 規則83第154条、第167条【準用第154条】
	・ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画(予防含む。以下同じ)の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	はい・いいえ	
	・ 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者又は受託居宅サービス事業者(外部サービス利用型の場合。予防含む)と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しているか。	はい・いいえ	
	【計画原案の内容】 ☐ 入居者及びその家族の意向 ☐ 総合的な援助の方針 ☐ 生活全般の解決すべき課題 ☐ サービスの目標及びその達成時期 ☐ サービスの内容 ☐ サービスを提供する上での留意事項 ☐ サービスの提供を行う期間(※予防の場合)		
	【計画作成状況】 ☐ 第1表 (利用者及び家族の意向・総合方針) ☐ 第2表 (援助の目標及び内容) ☐ 第3表 (週間計画) 又は第4表 (日課計画) ☐ 第5表 (ケアカンファレンス又はケアカンファレンスに替わる記録) ☐ 第6表 (経過記録)		
	・ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	はい・いいえ	
	・ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。	はい・いいえ	
	・ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者又は受託居宅サービス事業所従業者(外部サービス利用型の場合)との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか。	はい・いいえ	

СНТ «КОСОВО-КАРАЧАРОВКА» НЕ ПОСЛУЖИЛ ПРИБОРОМ

	(予防の場合) 計画作成担当者は、サービスの提供の開始時から、当該介護予防施設サービスに計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行っているか。	はい・いいえ	規則82第172条第1項 規則83第165条第1項
	(予防の場合) モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画を変更しているか。	はい・いいえ	
	【外部サービス利用型のみ】 受託居宅サービス事業者のサービス計画(訪問介護計画、訪問看護計画、通所介護計画、地域密着型通所介護計画等)は、特定施設サービス計画と整合が図られているか。	はい・いいえ	
	計画作成担当者は、特定施設サービス計画の変更を行う際も上記に準じて取り扱っているか。	はい・いいえ	
9 高齢者虐待の防止	- 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。 ※ 関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。	はい・いいえ	条例35第72条【準用第10条の2】、第77条【準用第10条の2】 条例36第66条【準用第18条の3の2】、第71条【準用第18条の3の2】 規則82第166条【準用第8条の3】、第174条【準用第8条の3】
	- 虐待防止のための指針を整備しているか。 ＜項目＞ ☐ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ☐ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ☐ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ☐ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ☐ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ☐ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ☐ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ☐ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ☐ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	はい・いいえ	
	介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(新規採用時及び年2回以上)に実施するとともに、内容について記録しているか。	はい・いいえ	
	- 上記3点に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※ 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。	はい・いいえ	

	・従業者に対して、法の概要、介護技術の向上、人権意識啓発等、高齢者虐待に関する研修を実施しているか。 令和5年度研修実績 (実施日： 年 月 日 内容：) (実施日： 年 月 日 内容：) ・外部研修を受講させているか。 令和5年度受講実績 (受講日： 年 月 日 内容：) (受講日： 年 月 日 内容：) ・高齢者の尊厳尊重の視点から、個別ケアの推進に努めているか。 (努めていることの概要) ・高齢者虐待発見時の通報先を把握しているか。 (通報先：) (発見時の対応の職員への周知方法：) ・上記の他に、高齢虐待の未然防止のための取組を行っているか。 (取組の概要)	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	虐待防止法
10 身体的拘束等の廃止	・当該利用者等又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者等の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。 ・緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合は、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の三要件を満たしていることを確認し、利用者等や家族に説明の上、実施することとしているか。 (三つの要件) ☐ 利用者等本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い(切迫性) ☐ 代替する介護方法がない(非代替性) ☐ 一時的なものである(一時性) (実施の判断) ☐ 医師の指示 ☐ カンファレンスで検討 ☐ 現場ケアスタッフの判断のみ	はい・いいえ・身体的拘束等を行っていない はい・いいえ・身体的拘束等を行っていない	条例35第71条の2 第77条【準用第71条の2】 条例36第65条の2 第71条【第65条の2】 「身体拘束ゼロへの手引き」

・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	はい・いいえ・ 身体的拘束等を行っていない
・身体的拘束等の記録の内容は、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の三要件を満たしていることが確認できる内容となっているか。また、廃止に向けての検討材料となり得る内容となっているか。	はい・いいえ・ 身体的拘束等を行っていない
・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)(以下、「身体的拘束等適正化検討委員会」という。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図っているか。 ※ 身体的拘束等適正化検討委員会は、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、支援相談員)により構成され、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。 ※ 身体的拘束等適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ※ 身体的拘束等適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。 ※ 身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	はい・いいえ
・身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるため、次に掲げる事項を実施しているか。 ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること ② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること ③ 身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること	はい・いいえ

④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること	
・次に掲げる項目を盛り込んだ身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④ 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	はい・いいえ
・身体的拘束等の適正化のための指針に基づいた研修プログラムを作成し、介護職員その他の従業者に対し、定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施しているか。 ※研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。	はい・いいえ
・研修の実施内容について記録しているか。	はい・いいえ
※以下①～⑩について、すべて記入してください ①「身体的拘束等適正化検討委員会」の開催状況 (月 に1回) ②身体的拘束等の適正化のための研修の実施状況 (年に 回) ③令和6年6月1日時点の施設入所者数(人) ④令和6年6月1日時点の施設定員 (人) ⑤令和6年6月1日時点で身体的拘束等を実施した実人数 なし・あり (人(うち認知症の方 人)) ※⑤については、1人の方に複数の行為を行っている場合においても「1人」とカウント ⑥令和6年6月1日時点で身体的拘束等を実施した延人数 ・徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る なし・あり (人(うち認知症の方 人)) ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る なし・あり (人(うち認知症の方 人)) ・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む なし・あり (人(うち認知症の方 人)) ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る なし・あり (人(うち認知症の方 人))	

	・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける ☐ なし・☐ あり (人(うち認知症の方 人)) ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける ☐ なし・☐ あり (人(うち認知症の方 人)) ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する ☐ なし・☐ あり (人(うち認知症の方 人)) ・脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる ☐ なし・☐ あり (人(うち認知症の方 人)) ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る ☐ なし・☐ あり (人(うち認知症の方 人)) ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる ☐ なし・☐ あり (人(うち認知症の方 人)) ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する ☐ なし・☐ あり (人(うち認知症の方 人)) ※⑥については、1人の方に複数の行為を行っている場合はそれぞれでカウント ⑦ 身体的拘束等を実施している場合、拘束を必要とする個別の理由 () ⑧ 昨年(令和5年6月1日時点)と比べて、状況の変化があったか ☐ 昨年・本年とも身体拘束なし ☐ すべて廃止(今回身体拘束なし) ☐ 減少した ☐ 変化なし ☐ 増加した ⑨ ⑧で「☐すべて廃止(今回身体拘束なし)」にチェックした場合、廃止に至った主な取り組み () ⑩ 昨年(令和5年6月1日時点)以降に、拘束を外したことによって事故につながった件数 ☐ なし・☐ あり (件)	
11 サービス自己評価	・自らの提供する指定特定施設入居者生活介護(予防含む。以下同じ)の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 * 評価の実施方法 :	☐ はい・☐ いいえ 規則82第160条第4項、第174条【準用第160条】 規則83第152条第2項、第167条【準用第152条】
12 入浴 【一般型】	・自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを実施しているか。	☐ はい・☐ いいえ 規則82第162条第2項 規則83第155条第2項
13 排せつ 【一般型】	・利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	☐ はい・☐ いいえ 規則82第162条第3項 規則83第155条第3項

14 食事、離床等 【一般型】	・利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	はい・いいえ	規則82第162条第4項 規則83第155条第4項
15 機能訓練 【一般型】	・利用者に対し、心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	はい・いいえ	規則82第166条【準用第116条】 規則83第159条【準用第107条】
16 健康管理 【一般型】	・看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	はい・いいえ	条例35第72条【準用第53条】 条例36第66条【準用第47条】
17 口腔衛生の管理	・利用者の口腔の健康の保持を図るとともに、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。 ※令和9年3月31日まで努力義務	はい・いいえ	規則82第162条の2、第174条【準用第162条の2】 規則83第151条の2、第167条【準用第151条の2】
18 相談及び援助	・常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。	はい・いいえ	規則82第163条、第174条【準用第163条】 規則83第156条、第167条【準用第156条】
19 利用者の家族との連携等	・常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	はい・いいえ	規則82第164条、第174条【準用第164条】 規則83第157条、第167条【準用第157条】
20 利用者に関する市町への通知	・利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知しているか。 ① 正当な理由なしに特定施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	はい・いいえ・非該当	規則82第166条【準用第27条】、第174条【準用第27条】 規則83第159条【準用第43条】、第167条【準用第43条】
21 緊急時等の対応	・利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該特定施設事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 ※ 緊急時マニュアル (有・無)	はい・いいえ	条例35第72条【準用第13条】、第77条【準用第13条】 条例36第66条【準用第18条の6】、第71条【準用第18条の6】
22 運営規程	・次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 (共通) ☐ 事業の目的及び運営の方針 ☐ 従業者の職種、員数及び職務内容 ☐ 入居定員及び居室数 ☐ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ☐ 利用者が他の介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 ☐ 施設の利用に当たっての留意事項 ☐ 緊急時等における対応方法 ☐ 非常災害対策 ☐ 虐待の防止のための措置に関する事項 ※ 虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研	はい・いいえ	規則82第153条 規則83第145条 居解第三の十の3(10)②、第四の一 規則82第170条 規則83第163条 居解第三の十の二の3(3)②、第四の一 * 運営規程最終変更(施行)年月日 (特定施設 : 年 月 日) (予防特定施設 : 年 月 日)

	修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 ☐ その他運営に関する重要事項 (やむを得ず身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい) (外部サービス利用型のみ) ☐ 受託居宅サービス事業者とその事業所の名称及び所在地		
--	--	--	--

23 外部サービス受託事業者への委託	・ 特定施設事業者(予防含む。以下同じ)が受託居宅サービス事業者に特定施設サービスの提供に関する業務の委託をする場合は、事業所ごとに文書で行っているか。また、契約書には、国の定める事項のほか、次の条件を付しているか。 ① 再委託の禁止 ② 身体拘束の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応、緊急時の対応が、受託居宅サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨。 【委託契約書に盛り込むべき事項】 ☐ 当該委託の範囲 ☐ 委託料 ☐ 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 (再委託の禁止、身体拘束の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応、緊急時の対応) ☐ 受託者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われることが委託者が定期的に確認する旨 ☐ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得ること ☐ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨 ☐ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ☐ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項	はい・いいえ	規則82第173条 規則83第166条 居解第三の十の二の3(4)、第四の一
	・ 受託居宅サービス事業者は指定事業者であるか。	はい・いいえ	
	・ 受託居宅サービス事業者は次のいずれかの種類になっているか。 ☐ 訪問介護 ☐ 訪問入浴介護 ☐ 訪問看護 ☐ 訪問リハビリテーション ☐ 通所介護 ☐ 通所リハビリテーション ☐ 福祉用具貸与 ☐ 認知症対応型通所介護 ☐ 地域密着型通所介護	はい・いいえ	
	・ 次の事業者との委託契約を締結しているか。 ※利用者がいない場合でも、常に契約していることが必要 ☐ 訪問介護 ☐ 訪問看護 ☐ 通所介護又は地域密着型通所介護	はい・いいえ	
	・ 利用者の状況に応じて、上記以外の受託居宅サービス事業者と委託契約を締結しているか。 ☐ 訪問入浴介護 ☐ 訪問リハビリテーション ☐ 通所リハビリテーション ☐ 福祉用具貸与 ☐ 認知症対応型通所介護	はい・いいえ・非該当	
	・ (予防)認知症対応型通所介護事業者と委託契約を締結するときは、同一の	はい・いいえ・	

市町の区域内に所在する事業所においてサービスが提供される契約となっているか。
※通所介護事業者についても同一市町区域内に所在する事業所が望ましい。

非該当

24 勤務体制の確保等	・受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。	はい・いいえ	規則82第172条 規則83第165条
	・受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	はい・いいえ	
	・特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑にサービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。	はい・いいえ	
	・受託居宅サービス事業者が、受託居宅サービスを提供した場合は、提供した日時、時間、具体的なサービス内容等を文書で報告させているか。	はい・いいえ	
	・従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にした従業者の勤務体制を定めているか。	はい・いいえ	規則82第151条、第174条【準用第151条】 規則83第143条、第167条【準用第143条】 居解第三の十の3(11)、第四の一 居解第三の十の二の3(7)【準用第三の十の3(11)】、第四の一
	・当該特定施設の従業者によって特定施設サービスを提供しているか。ただし、特定施設事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。	はい・いいえ	
	・特定施設サービスに係る全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合には、当該事業者の業務の実施状況について、定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	はい・いいえ・ 非該当	
	・従業者の資質の向上のために、計画的な職員研修の機会が確保されているか。その際、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。	はい・いいえ	
	・職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの内容及び同ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発しているか。	はい・いいえ	
	・相談(苦情を含む)に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知しているか。	はい・いいえ	
	(事業主が講じることが望ましい取組) ・顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)を行っているか。	はい・いいえ	

	・ 特定施設サービスに係る業務の全部又は一部を他の事業者に行わせる場合は、委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。 この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させていないか。（給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、この限りではない。） ① 当該委託の範囲 ② 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③ 受託者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨 ④ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨 ⑤ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう上記④の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨 ⑥ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 * 委託事例の有無（有・無） → 有の場合 委託事例の内容（ ） 委託契約の有無（有・無）	はい・いいえ・非該当	
	・ 上記③及び⑤の確認の結果の記録を作成し、2年間保存しているか。	はい・いいえ・非該当	
	・ 上記④の指示は文書により行っているか。	はい・いいえ・非該当	
25 地域との連絡等	・ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 ・ 利用者の苦情等に対し、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町実施事業協力するよう努めているか。	はい・いいえ	規則82第166条【準用第120条】、第174条【準用第120条】
		はい・いいえ	規則83第159条【準用第111条】、第167条【準用第111条】
26 業務継続計画の策定等	・ 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための、以下の項目を記載した計画（業務継続計画）を策定しているか。 ① 感染症に係る業務継続計画 ☐ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ☐ 初動対応 ☐ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	はい・いいえ	条例35第72条【準用第7条の2】、第77条【準用第7条の2】 条例36第66条【準用第17条の2】、第71条【準用第17条の2】 居解第三の十の3(12) 居解第三の十の二の3(7)【準用第三の十の3(12)】 居解第四の一

	② 災害に係る業務継続計画 ☐ 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) ☐ 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) ☐ 他施設及び地域との連携 ・感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うための研修(新規採用時及び年2回以上)を開催し、その実施内容について記録しているか。 ※ 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ・感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等の訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に実施しているか。 ※ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ※ 災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
27 非常災害対策 (共通)	・周辺の地域の環境及び利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画(以下「施設内防災計画」という。)を策定しているか。 ※「施設内防災計画」の内容 ☐ 消防計画 ☐ 防災マニュアル：「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」に基づき、施設の実情に応じて、各施設・事業者が作成するもの ・臨時休業の判断基準や決定の手順等を定めているか。 ・「施設内防災計画」に基づき、以下の体制整備を行っているか。また、ア及びイについて、定期的に従業員、利用者及びその家族に周知しているか。 ア 関係機関(市町、消防署、警察署等)への通報・連絡体制 イ 利用者を円滑に避難誘導するための体制 ウ 市町等との連携協力体制	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	条例35第72条【準用第36条】、第77条【準用第36条】 条例36第66条【準用第41条の2】、第71条【準用第41条の2】 ※「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」、「福祉施設等の災害対策取組事例集」については県厚政課のホームページを参照

	- 施設及び事業者は、非常災害に備えるため、災害時はもちろんのこと平常時から以下の情報収集等に注意を払っているか。 - ア 利用者の状態、家族の連絡先等の利用者情報の把握 - イ 気象情報・災害危険個所の状態等の必要な情報の収集 - ウ 職員への防災教育、利用者の防災意識向上 等	はい・いいえ	※「訓練」には、消防法上の自衛消防訓練である消火訓練、通報訓練、避難訓練、総合訓練の他、参集訓練、連絡網の確認訓練等がある。
	- 訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、「施設内防災計画」で定めた時期、回数に基づき定期的に行っているか。 * 訓練計画回数：年 回（前回実施日： 年 月 日）	はい・いいえ	
	訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	はい・いいえ	
	訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行っているか。	はい・いいえ	
28 衛生管理等	- 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 * 衛生管理自己点検表：（ 有・無 ）	はい・いいえ	条例35第72条【準用第37条】 条例36第66条【準用第41条の3】
	- 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。 また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。 * 感染症防止標準マニュアル （ 有・無 ） * 個別感染症対策マニュアルの有無 ☐ 新型コロナウイルス感染症 ☐ MRSA ☐ 疥癬 ☐ 結核 ☐ O-157 ☐ インフルエンザ ☐ レジオネラ菌 ☐ 感染性胃腸炎 ☐ その他 （ ） * 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」の確認 （ 有・無 ）	はい・いいえ	居解第三の十の3(13)【準用第三の六の3(8)】、第四の一 条例35第77条【準用第37条】 条例36第71条【準用第41条の3】 居解第三の十の二の3(7)【準用第三の六の3(8)】、第四の一
	空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	はい・いいえ	
	「感染対策委員会」(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を設置し、概ね6月に1回以上定期的に開催しているか。 ※ 関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。	はい・いいえ	
	「感染対策委員会」の結果について、従業者に周知徹底しているか。	はい・いいえ	
	「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」を整備しているか。	はい・いいえ	

	介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的(新規採用時及び年2回以上)に実施し、その内容について記録しているか。	はい・いいえ	
	介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に実施しているか。	はい・いいえ	
29 掲示	施設内の、利用申込者、利用者又はその家族が見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ※ 規定する事項を記載した書面を当該特定施設入居者生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる ☐ 運営規程の概要 ☐ 従業者の勤務体制 ☐ 事故発生時の対応 ☐ 苦情処理の体制 ☐ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 (実施の有無、実施した直近の年月日、評価機関の名称、評価結果の開示状況) ☐ 介護居室、一時介護室、食堂、機能訓練室の面積 ☐ 苦情相談窓口	はい・いいえ	規則82第166条【準用第29条】、174条【準用第29条】 規則83第159条【準用第43条の2】、167条【準用第43条の2】 居解第三の十の3(18)【準用一の3(24)】 居解第三の十の二の3(7)【準用一の3(24)】 居解第四の一 ※令和7年4月1日から、重要事項のウェブサイトへの掲載が義務付けとなる。 なお、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。
30 秘密保持等	特定施設の従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 * 措置の内容 ()	はい・いいえ	条例35第72条【準用第11条】、第77条【準用第11条】 条例36第66条【準用第18条の4】、第71条【準用第18条の4】
	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 * 同意文書 (有・無) (注) 重要事項説明書等により包括同意が取れていれば可	はい・いいえ	規則82第166条【準用第30条】、174条【準用第30条】 規則83第159条【準用第43条の3】、167条【準用第43条の3】
	利用者の個人情報を取り扱うに当たり、利用目的を特定して公表(施設内掲示等)しているか。	はい・いいえ	個人情報の保護に関する法律第17条及び第18条

・ 特定し公表した利用目的を超えて個人情報を取り扱う際には、法令に基づく場合等を除き、本人の同意を得ているか。	はい・いいえ	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて(平成29.4.14老発0414第1号局長連名通知)
・ 要配慮個人情報取得する際には、法令に基づく場合等を除き、あらかじめ本人の同意を得ているか。 ※ 要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述が含まれる個人情報をいう。 個人情報の保護に関する法律施行令第2条 → 心身の機能の障害、健康診断の結果、診療情報、調剤情報、被疑者又は被告人として刑事手続を受けた事実等	はい・いいえ	個人情報の保護に関する法律第20条
・ 利用者の個人データの安全管理(漏えい等の防止)のための措置を講じているか。 * 個人データの取扱規程等の策定の有無 (有・無) * 個人データの事務取扱担当者の明確化の有無 (有・無) * 個人データを取り扱う機器、電子媒体、書類等の物理的;安全管理措置の有無(施錠できる書庫での保管など) (有・無) * 個人データに対するアクセスの制限の有無(IDやパスワード等による認証等) (有・無) * 個人データの取扱状況の分かる記録の保存の有無 (有・無) * その他() (有・無)	はい・いいえ	個人情報の保護に関する法律第23条及び第24条
・ 個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託している場合、委託業者の取扱いが適切に行われているかを定期的に確認しているか。	はい・いいえ・非該当	個人情報の保護に関する法律第25条
・ 利用者の特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)について、適切に保管しているか。 * 特定個人情報の保管の有無 (有・無) * 特定個人情報の漏えい防止の措置の; (有・無) → 個人番号の部分のマスキング等の加工等	はい・いいえ・非該当	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
・ 利用者本人に代わって個人番号の記載等を含む行政手続に係る申請等を行う場合、適切に実施しているか。 * 代理申請の有無 (有・無) * 代理権の確認のための委任状作成の有無 (有・無)	はい・いいえ・非該当	施設等における特定個人情報の取扱いについて(平成27.12.17 各局連名事務連絡)
・ 職員の個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止等必要かつ適切な安全管理措置を講じているか。 * 特定個人情報等の安全管理措置に関する基本方針の策定の有無 (有・無)	はい・いいえ	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)

＊ 特定個人情報等の取扱規程等の策定の有無

(有・無)

	* 特定個人情報等の事務取扱担当者の明確化の有無 (有・無) * 特定個人情報等の取扱状況の分かる記録の保存の有無 (有・無) * 特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体、書類等の物理的な安全管理措置の有無(施錠できる書庫での保管など) (有・無) * 就業規則への規定(就業規則の改定)の有無 (有・無) → 採用時の提出書類、利用目的、服務規律、懲戒事由等の追加		
31 広告	・ 広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 * 広告の有無 (有・無) * 公正取引委員会の指導等の有無 (有・無)	はい・いいえ	規則82第166条【準用第31条】、174条【準用第31条】 規則83第159条【準用第43条の4】、167条【準用第43条の4】
32 協力医療機関等	・ 協力医療機関を定めているか。 * 協力医療機関名 () ・ 協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めているか。 ① 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ② 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ・ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、県に提出しているか。 ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めているか。 ・ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。 ・ 協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 * 協力歯科医療機関名 () ・ 利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	規則82第165条、174条【準用第165条】 規則83第158条、167条【準用第158条】 居解第三の十の3(14)、第四の一 居解第三の十の二の3(7)【準用第三の十

	* 契約締結の有無 (有・無)		の3(14)】、第四の一
33 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)に対する利益提供の禁止	・ 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	はい・いいえ	規則82第166条【準用第32条】、174条【準用第32条】 規則83第159条【準用第43条の5】、167条【準用第43条の5】
34 苦情処理	・ 苦情に迅速かつ適切に対応するために、次の内容を定めているか。 ☐ 相談窓口 ☐ 苦情処理の体制及び手順等	はい・いいえ	条例35第72条【準用第12条】 条例36第66条【準用第18条の5】
	・ 上記の内容は、重要事項説明書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。 ※ 苦情相談窓口の記載、掲示にあたっては、連絡先(住所及び電話番号)も明示すること。 ※ 記載及び掲示すべき「苦情相談窓口」には、保険者である市町と国保連の相談窓口を含む。	はい・いいえ	居解第三の十の3(18)【準用第三の一の3(28)】、第四の一 条例35第77条【準用第12条】 条例36第71条【準用第18条の5】 居解第三の十の二の3(7)【準用第三の一の3(28)】、第四の一
	・ 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しているか。	はい・いいえ・非該当	
	・ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っているか。 * 第三者委員の設置の有無 (有・無)	はい・いいえ・非該当	
35 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会	・ 指定介護老人福祉施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しているか。 ※令和9年3月31日までは努力義務	はい・いいえ	規則82第120条の2【準用第166条】 規則83第112条の2【準用第159条】

36 事故発生時の対応	- サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 * 緊急連絡網の作成の有無 (有・無)	はい・いいえ・非該当	条例35第72条【準用第14条】、第77条【準用第14条】 条例36第66条【準用第18条の7】、第71条【準用第18条の7】
	事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	はい・いいえ・非該当	
	- 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 * 損害賠償保険への加入 (有・無)	はい・いいえ・非該当	居解第三の十の3(18)【準用第三の一の3(30)②③】、第四の一
	事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	はい・いいえ・非該当	居解第三の十の二の3(7)【準用第三の一の3(30)②③】、第四の一
37 会計の区分	特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	はい・いいえ	規則82第166条【準用第34条】、174条【準用第34条】 規則83第159条【準用第43条の7】、167条【準用第43条の7】
38 記録の整備	- 次の記録を整備しているか。 ☐ 従業者に関する記録 ☐ 設備、備品に関する記録 ☐ 会計に関する記録 ☐ 受託居宅サービス事業者に関する記録(※外部サービス利用型のみ)	はい・いいえ	規則82第154条、171条 規則83第146条、164条 居解第三の十の3(17)、第四の一 居解第三の十の二の3(7)【準用第三の十の3(17)】、第四の一
	- 利用者に対する指定特定施設サービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 (共通) ☐ 特定施設サービス計画 ☐ 具体的なサービスの内容等の記録 ☐ 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ☐ 業務委託の結果等の記録 ☐ 市町への通知に係る記録 ☐ 苦情の内容等の記録 ☐ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (外部サービス利用型) ☐ 受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 ☐ 受託居宅サービス事業者が行った業務の定期確認結果等の記録	はい・いいえ	

	※「その完結の日」とは、項目ごとに以下のとおり。 ・業務委託の結果等の記録 :受託事業者の業務の実施状況について確認した日 ・受託居宅サービス事業者が行った業務の定期確認結果等の記録 :受託居宅サービスに係る業務の実施状況について確認した日 ・その他 :個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日		
39 障害者差別解消対策	・障害者に対し、不当な差別的取り扱いをしていないか。	はい・いいえ	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
	・障害者に対し、合理的な配慮の提供をしているか。	はい・いいえ	
	・「福祉事業者向けガイドライン」について、職員に周知しているか。	はい・いいえ	
40 防犯対策	・外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保を行っているか。 * 安全確保に関する職員の役割分担の明確化 (有・無) * 来訪者への声掛け (有・無) * 外部からの人の出入りにつき受付名簿等による確認 (有・無) * 警察等関係機関との連携 (有・無) * 自治会、民生委員等との情報提供体制の整備 (有・無) * 夜間の建物、門、囲障等の施錠の徹底 (有・無) * 不審者対応マニュアルの作成 (有・無) * 防犯設備(防犯カメラ等)の設置 (有・無) * 防犯用具(さすまた等)の設置 (有・無) * 防犯訓練の実施 (有・無) * その他() (有・無)	はい・いいえ	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成28.9.15雇児総発0915第1号ほか課長連名通知) 社会福祉施設等における防犯対策チェックリストを活用した自己点検について(平成28.8.18長寿社会第511号)
41 労働時間の適正管理	・職員の労働時間を適正に把握するため、職員の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し記録しているか。 * 確認及び記録の方法 ☐ 使用者自ら現認し記録 ☐ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録により確認し記録 ☐ 自己申告による記録 → 実際の労働時間と合致しているかの実態調査 (有・無) - 調査頻度:年 回 確認方法()	はい・いいえ	労働基準法 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(平成29.1.20厚生労働省策定)

42 電磁的記録等	・電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法により行っているか。	はい・いいえ・ 非該当	規則82第204条 規則83第193条 居解第五
	・電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によって行っているか。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法	はい・いいえ・ 非該当	
	・電磁的方法による交付は、居宅基準第8条第2項から第6項まで及び予防基準第49条の2第2項から第6項までの規定に準じた方法により行っているか。	はい・いいえ・ 非該当	
	・電磁的方法による同意は、電子メール等により利用者等が同意の意思表示をしていることが確認できるか。	はい・いいえ・ 非該当	
	・電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用しているか。	はい・いいえ・ 非該当	

第4 変更の届出等

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 変更の届出等	・次に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に県へ届け出ているか。 ☐ 事業所の名称及び所在地 ☐ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ☐ 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限り) ☐ 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする)並びに設備の概要 ☐ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ☐ 運営規程 ☐ 協力病院(協力歯科医療機関含む)の名称及び診療科名並びに当該協力病院等との契約の内容 ☐ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	はい・いいえ・ 非該当	法第75条 法第115条の5 施行規則第131条第1項第10号 施行規則第140条の22第1項第10号
	・介護報酬算定に係る単位数(定員)の増加又は加算体制の追加をしようとする場合は、変更しようとする月の前月末までに県に届け出ているか。(可能な限り前月15日までに提出するよう努めること。)	はい・いいえ・ 非該当	施留第一の1の(2) 予留第一の1の(5)

第5 介護給付費の算定及び取扱

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令								
1 基本的事項 (共通)	・ 費用の額は、介護報酬の告示上の額が算定されているか 「介護給付費単位数表」	はい・いいえ	居費一、二、三 予費一、二、三								
	・ 費用の額は、事業所の所在地に適用される「割合」×10円×「介護給付費単位数表に定める単位数」の金額となっているか。 【山口県内の地域区分及び割合(特定施設入居者生活介護(介護予防含む))】 <table><tr><th>地域区分</th><th>地域</th><th>割合(特定施設入居者生活介護)</th></tr><tr><td>七級地</td><td>周南市</td><td>1014／1000</td></tr><tr><td>その他</td><td>周南市以外の地域</td><td>1000／1000</td></tr></table> ※ 地域は、令和3年4月1日において当該地域にかかる名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。	地域区分		地域	割合(特定施設入居者生活介護)	七級地	周南市	1014／1000	その他	周南市以外の地域	1000／1000
	地域区分	地域	割合(特定施設入居者生活介護)								
	七級地	周南市	1014／1000								
	その他	周南市以外の地域	1000／1000								
	・ 上記金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てて計算しているか。	はい・いいえ	居費別表10の注1、2 予費別表8の注1 外費別表第一の1、第二の1								
	・ 利用者の要介護状態区分又は要支援に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。	はい・いいえ									
	【外部サービス利用型】 ・ 基本サービス部分及び各サービス部分の所定単位数を合算して得た額を一括して合算請求しているか。	はい・いいえ									
	【外部サービス利用型】 ・ 各サービスの部分の算定は次の事項に留意しているか。 ① 基本サービスを行った場合に算定すること。 ② 国の定めた外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに支給限度額に従うこと。 ③ 提供されたサービスは特定施設サービスに基づいていること。 ④ 指定居宅サービスの基準と大きく異なる部分があることに留意していること。(特に次の点) ア 訪問介護について、15分ごとの算定となること。又、3級ヘルパーによるサービス提供は対象外であること。 イ 訪問看護について、保健師、看護師、PT、OT、STによるサービス提供に限り算定すること。	はい・いいえ									

2 短期利用特定施設 入居者生活介護 【届出：有・無】 【算定：有・無】	- 厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして知事に届け出た一般型の特定施設において、短期利用特定施設入居者生活介護を行った場合には所定の単位数を算定しているか。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 - 特定施設入居者生活介護事業者が、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。 - 当該特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等（定員が1人であるものに限る。）を利用するものであること。 ただし、短期利用特定施設入居者生活介護を受ける入居者の数は、1又は当該特定施設の入居定員の10%以下であること。 - 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。 - 家賃、敷金及び介護等その他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領しないこと。 - 勧告等（※）を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。	はい・いいえ・ 非該当	居費別表10の注3 施留第二の4(3) ※「勧告等」・・・介護保険法第七十六条の二第一項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令、老人福祉法第二十九条第十一項の規定による命令、社会福祉法第七十一条の規定による命令又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第二十五条各項の規定による指示
3 その他の居宅サービスの利用	- 入居者の外泊期間中に、特定施設入居者生活介護を算定していないか。 - 特定施設入居者生活介護を算定した月において、その他の居宅サービス（居宅療養管理指導費を除く）を算定していないか。（外泊の期間中を除く。） - 入居している月の当初は特定施設入居者生活介護を算定し、引き続き入居しているにもかかわらず、月の途中から特定施設入居者生活介護に代えて居宅サービスを算定していないか。 ※支給限度基準額を設けた趣旨を没却するものは認められない。	はい・いいえ・ 非該当 はい・いいえ・ 非該当 はい・いいえ・ 非該当	施留第二の4(1)① 予留第二の9(1)①
4 従業員の員数が基準を満たさない場合の算定	【一般型】 - 看護職員又は介護職員の員数が人員基準を満たさない場合、欠員解消月まで介護報酬の告示上の額の70/100で算定しているか。 ※1割超の欠如の場合は翌月から 1割以内の欠如の場合は翌々月から 【外部サービス利用型】 - 介護職員の員数が人員基準を満たさない場合、欠員解消月まで介護報酬の告示上の基本サービス部分の額の70/100で算定しているか。 ※1割超の欠如の場合は翌月から 1割以内の欠如の場合は翌々月から	はい・いいえ・ 非該当 はい・いいえ・ 非該当	居費別表10の注1 予費別表8の注1 平12告27・五、十九

5 身体拘束廃止未実施減算 【一般型】	・ 次の基準を満たさない事実が生じた場合、その事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数の10／100に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	はい・いいえ・ 非該当	居費別表10の注4 予費別表8の注2 施留第二の4(4) 予留第二の9(3)
【短期利用型・外部サービス利用型】	・ 次の基準を満たさない事実が生じた場合、その事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数の1／100に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	はい・いいえ・ 非該当	居費別表10の注4 予費別表8の注2
【共通】	・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ・ 基準を満たしていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を知事に報告しているか。	はい・いいえ・ 非該当	
6 高齢者虐待防止措置未実施減算	・ 次の基準を満たさない事実が生じた場合、高齢者虐待防止措置未実施減算として、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について利用者全員について、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。 ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	はい・いいえ・ 非該当	居費別表10の注5 予費別表8の注3 施留第二の4(5) 予留第二の9(4)
7 業務継続計画未実施減算	・ 以下の基準に適合していない場合、その翌月(基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算しているか。 ※令和7年3月31日までは、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には減算を	はい・いいえ・ 非該当	居費別表10の注6 予費別表8の注4 施留第二の4(6) 予留第二の9(5)

適用しない。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

8 入居継続支援加算 (Ⅰ)(Ⅱ) 【一般型(予防なし)】 【届出: 有・無】 【算定: 有・無】	【入居継続支援加算(Ⅰ)】 ・ 次のいずれの基準にも適合するものとして知事に届け出た特定施設が、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合、1日につき36単位を所定単位数に加算しているか。 【入居継続支援加算(Ⅰ)基準】 (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の15/100以上であること。 (2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(※1)を必要とする者及び次のいずれかに該当する状態(※2)の者の占める割合が入居者の15/100以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 (3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。 ただし、以下のいずれにも適合する場合は、7又はその端数を増すごとに1以上とする。 ※ 3月以上の試行期間を設け、試行期間中から介護機器活用委員会を設置し、当該委員会において安全体制及びケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、「テクノロジーの活用」に係る届出を行うこと。なお、試行期間中においては、通常の入居継続支援加算の要件を満たすこととする。	はい・いいえ	居費別表10の注7 施留第二の4(7) (※1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為 ・ 口腔内の喀痰吸引 ・ 鼻腔内の喀痰吸引 ・ 気管ニューカレ内部の喀痰吸引 ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ・ 経鼻経管栄養 (※2) 次のいずれかに該当する状態 ・ 尿道カテーテル留置を実施している状態 ・ 在宅酸素療法を実施している状態 ・ インスリン注射を実施している状態
---	--	---------------	---

- ① 以下に掲げる、業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を複数種類使用していること。なお、少なくとも以下a～cの機器は使用することとし、aは全ての居室に設置し、bは全ての介護職員が使用すること。
- a 見守り機器
 - b インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
 - c 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器
 - d 移乗支援機器
 - e その他業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器

※ 介護機器の使用により効率化された時間は、ケアの質の向上及び職員の負担の軽減に資する取組に充てること。

- ② 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント(入居者の心身の状況を勘案し、自律した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)及び入居者の身体の状態等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。

- ③ 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(以下「委員会」という。)を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

※ 当該委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)は3月に1回以上行うこと。また、管理者だけでなく実際にケアを行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等の役割の者が参画するものとし、実際にケアを行う職員の意見を尊重するよう努めること。

i 入居者の安全及びケアの質の確保

- ・ 介護機器から得られる睡眠状態やバイタルサイン等の情報を入居者の状態把握に活用すること。
- ・ 介護機器の使用に起因する施設内で発生したヒヤリ・ハット事例等の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。

ii 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (実際にケアを行う介護福祉士を含めた介護職員に対してアンケートやヒアリング等を行い、介護機器の導入後における次の事項等を確認し、人員配置の検討等が行われていること。) ・ ストレスや体調不安等、職員の心身の負担が増えているかどうか ・ 1日の勤務の中で、職員の負担が過度に増えている時間帯がないかどうか ・ 休憩時間及び時間外勤務等の状況 iii 介護機器の定期的な点検 ・ 日々の業務の中で予め時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認する等のチェックを行う仕組みを設けること。 ・ 介護機器のメーカーと連携し、定期的に点検を行うこと。 iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修 (介護機器の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。) (4) 人員基準欠如に該当していないこと。	
【入居継続支援加算(Ⅱ)】 ・ 次のいずれの基準にも適合するものとして知事に届け出た特定施設が、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合、1日につき22単位を所定単位数に加算しているか。 【入居継続支援加算(Ⅱ)基準】 ① 入居継続支援加算(Ⅰ)の(1)又は(2)のいずれかに適合し、かつ、(3)及び(4)のいずれにも適合すること。ただし、(1)又は(2)に掲げる割合は、それぞれ5/100以上15/100未満であること。	はい・いいえ
・ サービス提供体制強化加算を算定している場合においては、入居継続支援加算を算定していないか。	はい・いいえ
【参考】 ・ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合については、届出日の属する月の前4月から前々月までの3月間のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出すること。また、届出を行った月以降においても、毎月において前4月から前々月までの3月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要である。これらの割合については、毎月記録すること。	

|

|

|

|

|

	当該加算の算定を行うために必要となる介護福祉士の員数を算出する際の利用者数については、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。）の平均を用いる。（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。）この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第二位以下を切り上げるものとする。また、介護福祉士の員数については、届出日の属する月の前3月間における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出した値が、必要な人数を満たすものでなければならない。さらに、届出を行った月以降においても、毎月において直近3月間の介護福祉士の員数が必要な員数を満たしていることが必要である。		
9 生活機能向上連携 加算（Ⅰ）（Ⅱ） 【一般型】 【届出： 有・無】 【算定： 有・無】	【生活機能向上連携加算（Ⅰ）】 次の基準に適合しているものとして知事に届け出た施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合は、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき100単位を所定単位数に加算しているか。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は算定しない。 【生活機能向上連携加算（Ⅰ）基準】 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この加算において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定特定施設の機能訓練指導員等が共同してアセスメント、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ※ リハビリテーションを実施している医療提供施設とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。なお、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。（以下この加算において同じ。）	はい・いいえ	居費別表10の注8 施留第二の4(8)【準用第二の2(10)】 予費別表8の注5 予留第二の9(6)【準用第二の7(10)】

	※ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場合において把握し、又は、当該施設の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該施設の機能訓練指導員等に助言を行うこと。 なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法を調整するものとする。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。 (3) 理学療法士等が、機能訓練指導員等と共同で、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等(評価を含む。)を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 ※ 利用者又はその家族に対する説明は、同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。	※ADL… 寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等 ※IADL… 調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等
	・ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定しているか。 ※ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。	はい・いいえ
	【生活機能向上連携加算(Ⅱ)】 ・ 次の基準に適合しているものとして知事に届け出た施設において、外部との連携により利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合は、1月につき200単位を所定単位数に加算しているか。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は1月につき100単位とする。	はい・いいえ

【生活機能向上連携加算(Ⅱ) 基準】 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該特定施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。 (3) 理学療法士等が、3月に1回以上指定特定施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練計画の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等(評価を含む。)を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 ※ 利用者又はその家族に対する説明は、同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。	
【(Ⅰ)(Ⅱ)共通】	
・ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容が記載されているか。	はい・いいえ
・ 目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定され、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標となっているか。	はい・いいえ
・ 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っているか。	はい・いいえ
・ 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該施設の機能訓練指導員等により閲覧が可能か。	はい・いいえ

10 個別機能訓練加算 (Ⅰ)(Ⅱ) 【一般型】 【届出: 有・無】 【算定: 有・無】	・常勤専従の理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)をいう。以下において同じ。)を1名以上配置(利用者の数が100を超える施設の場合は常勤専従の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置)しているか。	はい・いいえ	居費別表10の注9 施留第二の4(9) 予費別表8の注6 予留第二の9(7)
	【個別機能訓練加算(Ⅰ)】 ・上記の人員配置基準を満たしているものとして知事に届け出た一般型の特定施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。 ① 当該加算に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者を1名以上配置して行うこと。 ② 個別機能訓練を行うに当たっては、上記職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行うこと。 ③ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその後3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録すること。また、個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は利用者ごとに保管し、常に個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。 ※利用者に対する説明は、同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。	はい・いいえ	専従の機能訓練指導員(兼務不可) 氏名: 資格: ☐ PT ☐ OT ☐ ST ☐ 看護職員 ☐ 柔道整復師 ☐ あん摩マッサージ指圧師 個別機能訓練計画 内容: ☐ アセスメント ☐ 実施内容 ☐ 目標 ☐ 評価 説明記録: ☐ 開始時 ☐ 3月ごと 同意: ☐ 有・無 (※同意のない者は算定不可)
	【個別機能訓練加算(Ⅱ)】 ・個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報をLIFEにより厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、1月につき20単位を所定単位数に加算しているか。 ※サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。	はい・いいえ	

11 ADL維持等加算 (Ⅰ)(Ⅱ) 【一般型】 【届出: 有・無】 【算定: 有・無】	・ 次の基準に適合しているものとして知事に届け出た特定施設において、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、評価対象期間(ADL維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ ADL維持等加算(Ⅰ) 30単位 イ ADL維持等加算(Ⅰ)基準 (1) 評価対象者(当該施設の利用期間(2)において「評価対象利用期間」という。)が6月を超える者をいう。以下この加算において同じ。)の総数が10人以上であること。 (2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下「評価対象利用開始月」という。)と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月)においてADLを評価し、その評価に基づく値(以下「ADL値」という。)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省にLIFEにより当該測定を提出していること。 ※ ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うものとする。 (3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(以下「ADL利得」という。)の平均値が1以上であること。 ロ ADL維持等加算(Ⅱ) 60単位 ロ ADL維持等加算(Ⅱ)基準 (1) ADL維持等加算(Ⅰ)の基準(1)及び(2)に適合するものであること。 (2) 評価対象者のADL利得の平均値が3以上であること。	はい・いいえ	居費別表10の注10 施留第二の4(10)
--	--	---------------	----------------------------------

	・ADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とする。 <table><tr><td rowspan="4">1 2以外の者</td><td>ADL値が0以上25 以下</td><td>2</td></tr><tr><td>ADL値が30 以上50 以下</td><td>2</td></tr><tr><td>ADL値が55 以上75 以下</td><td>3</td></tr><tr><td>ADL値が80 以上100 以下</td><td>4</td></tr><tr><td rowspan="4">2 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定があった月から起算して12 月以内である者</td><td>ADL値が0以上25 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>ADL値が30 以上50 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>ADL値が55 以上75 以下</td><td>2</td></tr><tr><td>ADL値が80 以上100 以下</td><td>3</td></tr></table> ※ ADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、上位100 分の10 に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)及び下位100 分の10 に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を除く利用者(以下この加算において「評価対象利用者」という。)とする。 ※ 他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、ADL利得の評価対象利用者に含めるものとする。 ・令和6年度以降に加算を算定する場合であって、加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして知事に届け出ている場合には、届出の日から12 月後までの期間を評価対象期間とする。	1 2以外の者	ADL値が0以上25 以下	2	ADL値が30 以上50 以下	2	ADL値が55 以上75 以下	3	ADL値が80 以上100 以下	4	2 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定があった月から起算して12 月以内である者	ADL値が0以上25 以下	1	ADL値が30 以上50 以下	1	ADL値が55 以上75 以下	2	ADL値が80 以上100 以下	3		
1 2以外の者	ADL値が0以上25 以下		2																		
	ADL値が30 以上50 以下		2																		
	ADL値が55 以上75 以下		3																		
	ADL値が80 以上100 以下	4																			
2 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定があった月から起算して12 月以内である者	ADL値が0以上25 以下	1																			
	ADL値が30 以上50 以下	1																			
	ADL値が55 以上75 以下	2																			
	ADL値が80 以上100 以下	3																			
12 夜間看護体制加算 【一般型(予防なし)】 【届出: 有・無】 【算定: 有・無】	・厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、知事に届け出た特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 夜間看護体制加算(Ⅰ) 18単位 (1) 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。	はい・いいえ	居費別表10の注11 施留第二の4(11) 平27告96・二十三 常勤看護師 氏名: 重度化対応に関する指針(有・無)																		

(2) 夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

(3) 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

ロ 夜間看護体制加算(Ⅱ) 9単位

(1) 夜間看護体制加算(Ⅰ)の(1)及び(3)に該当すること。

(2) 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

利用者等へ入居時の説明(有・無)

	・管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）に関する取り決め（指針やマニュアル等）の整備がなされているか。 ・管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目の標準化（どんなことが観察されれば看護職員に連絡するか）がなされているか。 ・施設内研修等を通じ、介護職員及び看護職員に対して、上記の取り決めが周知されているか。 ・特定施設の看護職員とオンコール対応の看護職員が異なる場合に、電話やFAX等により利用者の状態の引継ぎを行っているか。（オンコール体制終了時も同様）	はい・いいえ	指針の同意（包括同意可）（有・無）
13 若年性認知症入居者受入加算 【一般型】 【届出：有・無】 【算定：有・無】	・次の基準に適合しているものとして知事に届け出た特定施設が、若年性認知症入居者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。）に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。 ・受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、担当者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っていること。	はい・いいえ	居費別表10の注12 施留第二の4(12)【準用第二の2(18)】 予費別表8の注7 予留第二の9(8)【準用第二の7(14)】
14 退居時情報提供加算 【算定：有・無】	・入所者が退所し、医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として250単位を算定しているか。	はい・いいえ	居費別表10のホ 予費別表8のハ 施留第二の4(17) 予留第二の9(12)
15 協力医療機関連携加算 【一般型】 【算定：有・無】	・特定施設において、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、協力医療機関連携加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数に加算しているか。 協力医療機関が(1)下記の①、②の要件を満たす場合 100単位 (2)それ以外の場合 40単位 （協力医療機関の要件） ① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。	はい・いいえ	居費別表10の注13 施留第二の4(13) 予費別表8の注8 予留第二の9(9) 提供する情報の内容についての取り決め (有・無) 医師による受領の確認 (有・無)

- ③ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

※「会議を定期的に行う」とは、概ね月に1回以上開催されている必要

	がある。ただし、電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催することで差し支えないこととする。なお、協力医療機関へ診療の求めを行う可能性の高い入居者がいる場合においては、より高い頻度で情報共有等を行う会議を実施することが望ましい。		
16 口腔・栄養スクリーニング加算 【一般型】 【算定：有・無】	・以下の基準に適合する特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき20単位を所定単位数に加算しているか。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定していないか。 【口腔・栄養スクリーニング加算の基準】 次のいずれにも該当すること。 イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ロ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ハ 人員基準欠如に該当していないこと。 【参考】 ① 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング(以下「口腔スクリーニング」という。)及び栄養状態のスクリーニング(以下「栄養スクリーニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 ② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。 イ 口腔スクリーニング a 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者 b 入れ歯を使っている者 c むせやすい者 ロ 栄養スクリーニング	はい・いいえ	居費別表10の注14 施留第二の4(14) 予費別表8の注9 予留第二の9(10)

	a RMIが18.5未満である者 b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo. 11の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が3.5g/dlである者 d 食事摂取量が不良(75%以下)である者		
--	---	--	--

17 科学的介護推進体制加算	・ 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして知事に届け出た特定施設が、利用者に対し指定特定施設入居者生活介護を行った場合、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。 イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、少なくとも3月に1回以上厚生労働省に提出していること。 ロ 必要に応じて特定施設サービス計画を見直すなど、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ※ 原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに上記要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できる。	はい・いいえ	居費別表10の注15 施留第二の4(15) 予費別表8の注10 予留第二の9(11)【準用第二の6(13)】
【一般型】 【届出： 有・無】 【算定： 有・無】	・ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行っているか。	はい・いいえ	
	・ 利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、PDCAサイクルにより、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であることから、次のような一連の取組を行っているか。 ※情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。 ☐ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する(Plan)。 ☐ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する(Do)。 ☐ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う(Check)。 ☐ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める(Action)。	はい・いいえ	
18 退院・退所時連携加算	・ 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、1日につき30単位を加算しているか。	はい・いいえ	居費別表10の二 施留第二の4(16)
【一般型(予防なし)】 【算定： 有・無】	・ 当該利用者の退院又は退所に当たって、当該医療提供施設の職員と面談等を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、特定施設サービス計画を作成し、特定施設サービスの利用に関する調整を行った上で、加算しているか。	はい・いいえ	

※ 当該面談等は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

【参考】

- ① 退院・退所時連携加算は、当該入居者が過去3月間の間に、当該特定施設に入居したことがない場合に限り算定できる。

	② 当該特定施設の短期利用特定施設入居者生活介護を利用していた者が日を空けることなく当該特定施設に入居した場合については、退院・退所時連携加算は入居直前の短期利用特定施設入居者生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定できる。 ③ 30日を超える医療提供施設への入院・入所後に再入居した場合は、退院・退所時連携加算が算定できる。		
19 看取り介護加算 (Ⅰ)(Ⅱ) 【一般型(予防なし)】 【届出: 有・無】 【算定: 有・無】	・ 次の施設基準に適合するものとして、知事に届け出た特定施設において、下記の基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合、所定の単位数を死亡月に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 【看取り介護加算(Ⅰ)】 ・ 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき)72単位 ・ 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき)144単位 ・ 死亡日の前日及び前々日 (1日につき)680単位 ・ 死亡日 1,280単位 【看取り介護加算(Ⅱ)】 ・ 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき)572単位 ・ 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき)644単位 ・ 死亡日の前日及び前々日 (1日につき)1,180単位 ・ 死亡日 1,780単位 【厚生労働大臣が定める施設基準】 イ 看取り介護加算(Ⅰ) (1) 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 (2) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 (3) 看取りに関する職員研修を行っていること。 ロ 看取り介護加算(Ⅱ)	はい・いいえ	居費別表10のへ 施留第二の4(18)

(1) 当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上であること。

※ 病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(以下この加算において「病院等」という。)の看護師又は准看護師が、当該病院等の体制に支障を来すことなく、特定施設において夜勤又は宿直を行う場合についても、当該特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えない。

※ 特定施設と同一建物内に病院等が所在している場合、当該病院等の体制に支障を来すことなく、当該病院等に勤務する看護師又は准看護師が、特定施設において夜勤又は宿直を行った場合と同等の迅速な対応が可能な体制を確保していれば、同様に当該特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えない。

(2) イ(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。

【厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者】

- ・ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者。
- ・ 医師、生活相談員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」という。)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、同意している者。(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)
- ・ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者。(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)

※ 死亡前に自宅へ戻ったり、医療機関に入院したりした後、自宅や入院先で死亡した場合でも算定可能であるが、その際には、施設において看取り介護を直接行っていない退居した日の翌日から死亡日までの間は算定することができない。(したがって、退去した日の翌日から死亡日までの期間が45日以上あった場合は算定できない。)

※ 看取り介護に係る計画の作成及び看取り介護の実施にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること

	ㇿ。 ・施設は、利用者に提供する看取り介護の質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルにより、看取り介護を実施する体制を構築し、強化するために次のような取組を行っている。 ① Plan・・・ 看取りに関する指針を定めることで施設の看取りに対する方針等を明らかにする。	はい・いいえ	
--	--	--------	--

② Do・・・看取り介護の実施に当たっては、当該入居者に係る医師の診断を前提にして、介護に係る計画に基づいて、入居者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるよう支援を行う。 ③ Check・・・多職種が参加するケアカンファレンス等を通じて、実施した看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行う。 ④ Action・・・看取りに関する指針の内容その他看取り介護の実施体制について、適宜、適切な見直しを行う。	
・看取り介護を実施するに当たり、終末期にたどる経過、特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連絡体制などについて、利用者等の理解が得られるよう継続的な説明に努めているか。また、説明の際には、利用者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供しているか。	はい・いいえ
・看取り介護の実施に当たっては、次に掲げる事項を介護記録等に記録するとともに、多職種連携を図るため、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による適切な情報共有に努めているか。 ① 終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録 ② 療養や死別に関する入居者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録 ③ 看取り介護の各プロセスにおいて把握した入居者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録	はい・いいえ
・本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来訪が見込まれないような場合も、医師、生活相談員、看護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、利用者に対する看取り介護について相談し、共同して看取り介護を行っていると思われる場合は算定可能だが、その際は下記について介護記録等に記録しているか。 ① 職員間の相談日時、内容等 ② 本人の状態 ③ 家族との連絡状況（連絡を取ったにもかかわらず来てもらえなかった旨等）	はい・いいえ
・利用者が退居等する際、下記の点について説明し、文書で同意を得ているか。 ① 当該加算は死亡月にまとめて算定することから、退居等の翌月に亡くなった場合、施設に入居していない月に前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があること。 ② 情報の共有を円滑に行う観点から、特定施設入居者生活介護事業者が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業者に対し本人の状態を伝えること。	はい・いいえ

	・ 夜間看護体制加算を算定していない場合に、算定していないか。	はい・いいえ	
--	---------------------------------	--------	--

20 認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ) 【一般型】 【届出: 有・無】 【算定: 有・無】	【認知症専門ケア加算(Ⅰ)】 - 次の基準に適合しているものとして知事に届け出た特定施設が別に厚生労働大臣が定める者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合には、1日につき3単位を加算しているか。 【認知症専門ケア加算(Ⅰ)基準】 - 事業所又は施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。 - 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 - 当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導にかかる会議を定期的に行っていること。 ※「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 【別に厚生労働大臣が定める者】 - 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する入居者を指す。)	はい・いいえ	居費別表10のト 施留第二の4(19) 予費別表8の二 予留第二の9(13)
	【認知症専門ケア加算(Ⅱ)】 - 次の基準に適合しているものとして知事に届け出た特定施設が別に厚生労働大臣が定める者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合には、1日につき4単位を加算しているか。 【認知症専門ケア加算(Ⅱ)基準】 - 認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合していること。 - 認知症介護指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 - 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。	はい・いいえ	

	・認知症専門ケア加算(Ⅰ)・(Ⅱ)のいずれかを算定している場合には、その他の加算(Ⅰ)・(Ⅱ)を算定していないか。	はい・いいえ	
21 障害者等支援加算 【外部サービス利用型】 【算定: 有・無】	・外部サービス利用型の特定施設において、知的障害、精神障害を有する利用者であって、これらの障害の状況により基本サービスの提供に当たり、特に支援を必要とするものに対して基本サービスを行った場合に、1日につき20単位を所定単位数に加算しているか。 (「知的障害、精神障害を有する者」の範囲) ①「療育手帳制度について」(昭和49年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)第五の2の規定により療育手帳の交付を受けた者 ②「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ③医師により、①又は②と同等の症状を有するものと診断された者	はい・いいえ	外費別表第一の1の注2 施留第二の4(2)③ 外費別表第二の1の注2 予留第二の9(2)③ 「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護等に係る厚生労働大臣が定める者」(平成21年3月13日厚生労働省告示第82号)
22 高齢者施設等感染対策向上加算 【届出: 有・無】 【算定: 有・無】	・別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、知事に届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 ①高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位 ②高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位 【厚生労働大臣が定める基準】 (1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) イ ①感染症法6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ロ 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ハ 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) ・診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。	はい・いいえ	居費別表10のチ 予費別表8のホ 施留第二の4(20) 予留第二の9(14)
23 新興感染症等施設療養費	・入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行うこと。	はい・いいえ	居費別表10のリ 予費別表8のへ

【算定： 有・無】	台に対し、適切な感染対策を1つにつき1回、指定介護福祉施設等へを1つにつき1回、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき240単位を算定しているか。 ※ 現時点において指定されている感染症はない。		
24 生産性向上推進体制加算 【届出： 有・無】 【算定： 有・無】	・ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、知事に対し届出を行った指定介護老人福祉施設において、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 ① 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③ 介護機器の定期的な点検 ④ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 (2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。 (3) 介護機器を複数種類活用していること。	はい・いいえ	居費別表10のヌ 施留第二の4(23) 予費別表8のト 予留第二の9(17)

	(4)(1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及び質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。 (5)事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。 ロ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)イ(1)に適合していること。 (2)介護機器を活用していること。 (3)事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。 【留意事項】 生産性向上推進体制加算の内容については、別途通知(「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」)を参照すること。		
25 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) (共通) 【届出: 有・無】 【算定: 有・無】	・ 次の基準に適合しているものとして知事に届け出た特定施設が、利用者に対してサービスを行った場合は、1日につき次に掲げる単位を所定単位数に加算しているか。 ①サービス提供体制強化加算(Ⅰ) …… 22単位 ②サービス提供体制強化加算(Ⅱ) …… 18単位 ③サービス提供体制強化加算(Ⅲ) …… 6単位 【サービス提供体制強化加算(Ⅰ)基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 ・ 当該施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 ・ 当該施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (2) 提供する指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。	はい・いいえ	居費別表10のル 施留第二の4(24)【準用2(28)①②③④⑥】 予費別表8のチ 予留第二の9(18)【準用第二の2(11)④～⑧】

(3) 利用定員、人員基準に適合していること。

【サービス提供体制強化加算(Ⅱ)基準】

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。
- (2) 利用定員、人員基準に適合していること。

【サービス提供体制強化加算(Ⅲ)基準】

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 次のいずれかに適合すること。
 - ・ 当該施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
 - ・ 当該施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。
 - ・ サービスを入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
- (2) 利用定員、人員基準に適合していること。

- ・ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)のいずれかを算定している場合には、その他の加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)を算定していないか。

はい・いいえ

【参考】

- ① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算法により算出した前年度(3月を除く)の平均値を用いる。
ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。
- ② 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。
- ③ ①ただし書きの場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならず、その割合については毎月記録しておく。
- ④ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数とする。
- ⑤ 勤続年数の算定に当たって当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等において、サービス利用者へ直接提供する職員に、(勤続)年数を合算する。

	いしリーヒハを利用者に直接提供する職員として勤務した人数を定めることができる。 ⑥ 当該施設のサービスを入所者又は利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員をいう。 ⑦ 提供する指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組については、サービスの質の向上や利用者の尊厳の保持を目的として、事業所として継続的に行う取組を指すものとする。 (例) ・ LIFEを活用したPDCAサイクルの構築 ・ ICT・テクノロジーの活用 ・ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 ・ ケアに当たり、居室の定員が2以上である場合、原則としてポータブルトイレを使用しない方針を立てて取組を行っていること ※ 実施に当たっては、当該取組の意義・目的を職員に周知するとともに、適時のフォローアップや職員間の意見交換等により、当該取組の意義・目的に則ったケアの実現に向けて継続的に取り組むものでなければならない。		
26 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ) 【届出: 有・無】 【算定: 有・無】	・ 次の基準に適合しているものとして知事に届け出た事業所が利用者に対して、サービス提供を行った場合に、下記の区分に応じて加算しているか。 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の82／1000に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の60／1000に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の33／1000に相当する単位数 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げるいずれにも適合すること。 (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	はい・いいえ	居費別表10のヲ 予費別表8のリ

（2）当該特定施設において、（1）の賃金改善に関する計画、当該計画に

係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、知事に届け出ていること。

- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること
- (4) 当該特定施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該特定施設において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - (二) (一)の要件について書面を持って作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画にかかる研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
 - (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれに

	も適合すること。 ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面を持って作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画にかかる研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。		
	・ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定している場合に、その他の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していないか。	はい・いいえ	
27 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ) 【届出: 有・無】 【算定: 有・無】	・ 次の基準に適合しているものとして知事に届け出た当該特定施設が利用者に対して、サービス提供を行った場合に、下記の区分に応じて加算しているか。 イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の18/1000に相当する単位数 ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の12/1000に相当する単位数 【厚生労働大臣が定める基準】 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げるいずれにも適合すること。 ① 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ア 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難	はい・いいえ	居費別表8のワ 予費別表8のヌ

が、賃上げの幅が他の職種により、当該賃上げが困難である場合はこの限りでないこと。

- イ 当該特定施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。
 - ウ 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。
 - エ 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額
- ② 当該特定施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該特定施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該特定施設の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、そ
- ④ 当該特定施設において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- ⑤ (介護予防)特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。
- ⑥ (介護予防)特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- ⑦ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- ⑧ ⑦の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
- ① (1)①から④まで及び⑥から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

	・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれかを算定している場合に、その他の介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定していないか。	はい・いいえ	
28 介護職員等ベースアップ等支援加算 【届出：有・無】 【算定：有・無】	・次の基準に適合しているものとして知事に届け出た当該特定施設が利用者に対して、サービス提供を行った場合に、所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の15/1000に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ② 当該特定施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該特定施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 ③ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該特定施設の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。 ④ 当該特定施設において、事業年度ごとに当該特定施設の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 ⑤ (介護予防)特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。 ⑥ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。	はい・いいえ	居費別表8の 予費別表8のル
29 介護職員等処遇改善加算 (R6.6.1施行) 【届出：有・無】 【算定：有・無】	・次の基準に適合しているものとして知事に届け出た施設(事業所)が利用者に対して、サービス提供を行った場合に、下記の区分に応じて加算しているか。 イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の128/1000に相当する単位数 ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	はい・いいえ	居費別表10の 予費別表8のリ

所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の122／1000に相当する単位数

ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の110／1000に相当する単位数

二 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の88／1000に相当する単位数

【厚生労働大臣が定める基準】

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
 - (一) 当該指定介護老人福祉施設が仮に介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の1/2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。
 - (二) 当該指定介護老人福祉施設において、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- (2) 当該指定施設において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定施設において、事業年度ごとに当該施設の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定施設において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも基準に適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

(10) 介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。

ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

イ(1)(一)、(2)から(8)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のい

ずれにも適合すること。

- ・ 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定介護老人福祉施設(上記1の加算を算定しているものを除く。)が利用者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。
- ホ 介護職員等処遇改善加算(V)(1)
所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の113/1000に相当する単位数
- ヘ 介護職員等処遇改善加算(V)(2)
所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の106/1000に相当する単位数
- ト 介護職員等処遇改善加算(V)(3)
所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の107/1000に相当する単位数
- チ 介護職員等処遇改善加算(V)(4)
所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の100/1000に相当する単位数
- リ 介護職員等処遇改善加算(V)(5)
所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の91/1000に相当する単位数
- ヌ 介護職員等処遇改善加算(V)(6)
所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の85/1000に相当する単位数
- ル 介護職員等処遇改善加算(V)(7)
所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の79/1000に相当する単位数
- ヲ 介護職員等処遇改善加算(V)(8)
所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の95/1000に相当する単位数
- ワ 介護職員等処遇改善加算(V)(9)
所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の73/1000に相当する単位数
- カ 介護職員等処遇改善加算(V)(10)
所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の64/1000に相当する単位数
- ヨ 介護職員等処遇改善加算(V)(11)
所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の73/1000に相当する単位数
- タ 介護職員等処遇改善加算(V)(12)

所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の58／1000に相当する単位数

レ 介護職員等処遇改善加算(V)(13)

所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の61／1000に相当する単位数

ソ 介護職員等処遇改善加算(V)(14)

所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の46／1000に相当する単位数

【厚生労働大臣が定める基準】

ホ 介護職員等処遇改善加算(V)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イ(1)(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ 介護職員等処遇改善加算(V)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)～(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 介護職員等処遇改善加算(V)(3)

次の基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イ(1)(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

チ 介護職員等処遇改善加算(V)(4)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算

(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ 介護職員等処遇改善加算(V)(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)令和6年5月31日において現に旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。

(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ス 介護職員等処遇改善加算(V)(6)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)令和6年5月31日において現に旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。

(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル 介護職員等処遇改善加算(V)(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)令和6年5月31日において現に旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 介護職員等処遇改善加算(V)(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)令和6年5月31日において現に旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。

(2)イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ワ 介護職員等処遇改善加算(V)(9)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)令和6年5月31日において現に旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)次に掲げる要件の全てに適合すること。

①介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

②①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二)次に掲げる要件の全てに適合すること。

①介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

②①について、全ての介護職員に周知していること。

カ 介護職員等処遇改善加算(V)(10)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)令和6年5月31日において現に旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。

(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)次に掲げる要件の全てに適合すること。

①介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

②①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知

していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

① 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

② ①について、全ての介護職員に周知していること。

ヨ 介護職員等処遇改善加算(V)(11)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)令和6年5月31日において現に旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

タ 介護職員等処遇改善加算(V)(12)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)令和6年5月31日において現に旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)次に掲げる要件の全てに適合すること。

①介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

②①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

①介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

レ 介護職員等処遇改善加算(V)(13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1)令和6年5月31日において現に旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。
- (2)イ(1)((一)及び(二)に関する部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一)次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - ①介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - ②①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二)次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - ①介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - ②①について、全ての介護職員に周知していること。

ノ 介護職員等処遇改善加算(V)(14)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1)令和6年5月31日において現に旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2)イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一)次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - ①介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - ②①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二)次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - ①介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

②①について、全ての介護職員に周知していること。